

五所川原圏域三市町国土強靭化地域計画

附属資料

「起きてはならない最悪の事態
(リスクシナリオ)」ごとの対応方策

別紙 五所川原圏域三市町国土強靭化地域計画に関する主な事業(五所川原市)

令和3年3月

五所川原市

目 次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 人命の保護が最大限図られること		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	13
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水	21
1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生	33
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	39
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	41
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	45
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	53
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	57
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	65
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足	69
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	71
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	79
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	83
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	89
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	91
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	95
4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止	99
4-4	食料等の安定供給の停滞	101

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	105
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	109
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	111
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	113
6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	115
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	117
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	119
6-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	123
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	125
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	127
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	131
7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	133

別紙 五所川原圏域三市町国土強靭化地域計画に関する主な事業（五所川原市）

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】			
1	<住宅の耐震化> 1 住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断を行おうとする所有者等を支援する制度の周知に努めている。		令和2年時点の住宅の耐震化率は86.4%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
2	<大規模建築物・特定建築物の耐震化> 2 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者への被害拡大を防ぐため、大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		・市民学習情報センター ボイラーや自動ドア、施設内音響等、施設内各種設備の経年による劣化といった施設老朽化に対する修繕等や耐震化は必要である。 ・職業訓練施設 2001年築の鉄骨造のため、耐用年数は34年となっているが、施設内各種設備等の経年による劣化に対する修繕等や耐震化は必要である。
3	<公営住宅の耐震化・老朽化対策> 3 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。		令和3年1月末現在、公営住宅（延べ床面積200m ² 以上）の耐震化率は81.6%となっていることから、建替、用途廃止を進めながら、耐震化を促進する必要がある。
4	<医療施設の耐震化> 4 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	初掲	
5	<社会福祉施設等の耐震化> 5 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	初掲	児童福祉施設の老朽化が進んでいるため、耐震化する必要がある。
6	<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 6 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		学校施設の構造体の耐震化は完了しているが、施設の経年劣化による損耗があるため、老朽化対策が必要である。また、災害時の避難所等としての利用されるため、高齢者等にも対応できるトイレの洋式化も必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、木造住宅の耐震診断へ補助等を検討する。	県市	○住宅の耐震化率 86.4% (R2) →おおむね解消 (R7)	建築住宅課	
	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用し、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震改修工事等へ補助を検討する。 また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	県市	特定建築物の耐震化率 ・体育施設 100% ・市民学習情報センター 建築年: 2000年 外壁等の修繕: 2013年 ・職業訓練施設 建築年: 2001年 改修工事: なし	管財課 社会教育課 スポーツ振興課 各施設管理者	
	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。	市	市営住宅長寿命化計画による建替戸数 新宮 11戸 (H31) → 95戸 (R10) 芦野 43戸 (R4~R10)	建築住宅課	
	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県市 施設管理者等			
	県及び市は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県市 社会福祉法人等		福祉政策課 子育て支援課 介護福祉課	
	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るために、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。 公民館については、利用者の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。	市	個別施設計画策定済み (R2)	教育総務課 社会教育課	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<私立学校（児童福祉施設）の耐震化> 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るために、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。		認定こども園施設の耐震化が必要となっている。
8	<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関等の協力を得て対応することとしている。		被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士及び判定コーディネーターの育成を図る。
9	<ブロック塀等の安全対策> 市が管理する施設、学校施設、社会福施設等のブロック塀等の安全点検等を実施おり、安全性に問題のある施設については、撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等の施設については、安全対策を働きかけている。		<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の恐れのあるブロック塀は下敷きになり死傷する危険性があり、避難・救護活動に支障になります。通学路等のブロック塀所有者に点検・管理と防災意識の向上の対策検討を図っていく必要がある。 ・市民学習情報センター 2011年度に本施設が市の保有施設となったことに伴い、外壁等の修繕は行われているが、今後経年による劣化に対する修繕等の必要がある。 ・職業訓練施設 今後経年による劣化に対する修繕等の必要がある。
10	<学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進する。		経年劣化により、施設等の非構造材の安全対策は必要です。地震等による外壁落下や内部の非構造部材の耐震化調査も必要である。
11	<文化財の防災対策の推進> 地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。		文化財建造物は火災に弱く、耐震性が十分でない可能性があることから、建物の耐震診断や修繕検査の実施等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震化・老朽化対策、防火施設整備の強化を計画的に行う必要がある。
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】			
12	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 市所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るために、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	初掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	私立学校施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。	県 市 学校法人 等		子育て支援課	
	円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コードイネーターの育成を図る。	県 市		建築住宅課	
	安全点検等において問題が認められた学校施設に対して安全対策工事等を実施する他、社会福祉施設等のブロック塀等で問題の認められる施設に対し安全対策を促すなどブロック塀等の安全対策を進める。	県 市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民学習情報センター 建築年:2000年 外壁等の修繕: 2013年 ・職業訓練施設 建築年: 2001年 外壁等の修繕: なし 	教育総務課 各施設管理者	
	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、建築士等の有資格者による専門的・技術的な点検を実施する。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震対策工事等を実施する。	県 市	個別施設計画策定済み（R2）	教育総務課	
○	県と連携し、文化財を災害、火災から守るため、防災訓練、消火訓練を定期的に実施し、危機管理意識を強化する。	県 市	五所川原市博物館等整備計画 (R2)	社会教育課	
	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	市		施設管理者	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
13	<p><役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を推進している。</p>	初掲	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置する本庁舎は平成30年新築であるが、災害発生時に金木地区の防災拠点となる金木庁舎について、耐震基準を満たしていないため、建替えによる整備が必要である。 ・災害拠点となる消防署であるが、五所川原消防署東分署昭和57年、金木消防署昭和58年、市浦消防署昭和49年、中里消防署昭和49年建設であり、老朽化も著しく施設の改修、耐震化を進める必要がある。
14	<p><港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	初掲	漁港については、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施するほか、日常点検を着実に実施するなど、施設の維持管理をより効率的かつ効果的に実施する必要がある。
15	<p><ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。</p>	初掲	全ての防災重点ため池のマップ・ハザードマップ作成を完了（ソフト対策）したことから、今後は耐震化・老朽化対策（ハード対策）の検討が必要である。
【市街地の防災対策】			
16	<p><都市公園における防災対策></p> <p>都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	初掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備、防災対応型ベンチが整備されてないことから、整備を促進する必要がある。
17	<p><幹線街路の整備></p> <p>市街地における災害発時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。</p> <p>舗装の補修や打ち換え等の実施。</p>	初掲	幹線道路の機能強化・老朽化対策が必要。
道路施設の防災対策			
18	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>舗装の補修や打ち換え等の実施。</p> <p>道路法37条に基づく占用制限を実施。</p>	初掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	市 消防本部		管財課 防災管理課 消防本部	
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 市		農林水産課 水産室	
	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、より詳細な点検が必要とされるため池の詳細調査を実施した上で、今後必要となる対策を講じる。 詳細調査の結果、耐震化対策の重要度区分に応じた耐震化工事の実施を検討する。	県 市	防災重点ため池 N = 8 5	農村整備課	
	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けてソーラー照明設備、防災対応型ベンチの整備を検討する。	市		都市計画課 公園管理課	
	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 市		土木課	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
19	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>舗装の補修や打ち換え等の実施。</p>	初掲	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要。 市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
20	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。</p>	初掲	<ul style="list-style-type: none"> 整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
【空き家対策】			
21	<p><空き家対策></p> <p>大規模災害等による空き家の倒壊等を防止するため、空き家等の対策の推進に関する条例を制定するなど、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。</p>		<p>倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促す必要がある。</p> <p>また、市内の空き家数に対して、空き家バンクの登録件数が少なく、実態が不明な空き家も存在するため、利活用を進め、危険家屋化を抑制する必要がある。</p>
【防火対策・消防力強化】			
22	<p><防火対策></p> <p>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。</p> <p>また、住宅用火災警報器の設置を推進している。</p>		<p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p> <p>特に五所川原地区消防事務組合管内においての住宅用火災警報器設置率が全国平均を下回っている。</p>
23	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	初掲	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
24	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	初掲	<p>消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、活動や行事、待遇について検討する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、県と連携し、空き家の実態調査、空き家等対策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進するためのサポート体制構築などを行う。	県市		防災管理課 企画課	
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 市 町 消防本部	令和元年 住宅用火災警報器設置率 一部設置率 全国 82.3% 組合 69.0% 条例適合率 全国 67.9% 組合 41.1%	消防本部	
○	国指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 市 町 消防本部		防災管理課 消防本部	○
	引き続き、地域の実情に応じて、活動や行事、待遇について県や近隣市町村と協議する。	県市		防災管理課	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難所の指定・確保】			
25	<指定緊急避難所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	初掲	近年多様化する災害への対応や、感染症対策として避難所等の見直しが必要となっている。
26	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般的避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。	初掲	市内福祉施設と協定を結んでおり、市総合防災訓練では福祉避難所開設、要配慮者移送の動きの確認を行っている。引き続き訓練等を行い、連携を強化していく必要がある。
27	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。	初掲	避難経路等の把握がされていない。
28	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。 平成30年度には国土交通省青森河川国道事務所の協力を得て、福祉施設を対象とした避難確保計画策定のためのワークショップを開催した。平成31年度には、市内の浸水想定区域内に位置する小中学校9校全てにおいて避難確保計画を策定している。	初掲	市内の浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が進んでいるが、未策定の施設もあるため、継続して計画の策定を推進するとともに、各施設での避難訓練の実施を促す必要がある。
【避難行動支援】			
29	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	初掲	作成した名簿について、定期的な内容の確認と、災害発生時の運用方法について検討を進める必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	市	令和2年4月時点の指定避難所138施設（うち福祉避難所82施設）、指定緊急避難場所121施設。	防災管理課	○
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	市	令和2年4月時点の福祉避難所82施設。	防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課	
	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 関係部署と打合せを行い、避難経路を確立し、維持管理に努める。	県 市		防災管理課 土木課	
	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県 市 事業者		防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課 教育総務課	
	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	市		福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課 健康推進課	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
30	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。</p> <p>避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>	初掲	定期的な内容の確認と、災害発生時の運用方法について検討を進める必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
31	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	初掲	自主防災組織の結成状況は県平均から見ても低い数値となっているため、組織結成に向けて取り組む必要がある。
32	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	初掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
33	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発時ににおける安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に総合防災訓練を実施している。</p>	初掲	関係機関と連携した総合防災訓練を毎年実施している。
34	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。</p>	初掲	地区防災計画はまだ作成実績が無いため、計画について普及啓発を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	市		防災管理課 福祉政策課	
	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県 市	自主防災組織力バー世帯率 R 2. 4時点 39. 3%	防災管理課	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 市 町 消防本部		総務課 防災管理課	
	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区的避難訓練等の支援を実施する。	県 市		防災管理課	○
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるとともに、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県 市		防災管理課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【津波防災施設の整備】			
1	<p><津波防災施設の整備></p> <p>津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林を整備している。</p> <p>また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。</p>		
【警戒避難体制の整備】			
2	<p><津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂></p> <p>津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成するとともに、津波避難計画を策定している。</p>		<p>平成30年度に津波ハザードマップを作成しており、津波避難計画も平成31年度に策定済みとなっているが、状況に応じて定期的に内容を見直す必要がある。</p>
3	<p><漁船避難ルールづくりの促進></p> <p>津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。</p>		<p>津波発生時の漁船避難ルールが策定されていないことから、漁船が沖出し避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p>
【避難所の指定・確保】			
4	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>近年多様化する災害への対応や、感染症対策として避難所等の見直しが必要となっている。</p>
5	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般的の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>市内福祉施設と協定を結んでおり、市総合防災訓練では福祉避難所開設、要配慮者移送の動きの確認を行っている。引き続き訓練等を行い、連携を強化していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、避難行動要支援者の支援体制の強化、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる住民の防災意識の向上を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	現在の施設の状況を踏まえ、国の交付金等を活用し、防潮堤や海岸防災林等の整備を実施する。 また、海外保全施設の長寿命化計画を策定のうえ、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。	県 市			
	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップ及び津波避難計画を改定する。	市	平成30年度津波ハザードマップ策定 平成31年度避難確保計画策定	防災管理課	
○	漁業者による自主的なルール作りが進むよう、津波予測に基づく指導・助言等、県が実施する取組に引き続き協力をしていく。	県 市 漁協		農林水産課 水産室	
	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めること。	市	令和2年4月時点の指定避難所138施設（うち福祉避難所82施設）、指定緊急避難場所121施設。	防災管理課	○
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	市	令和2年4月時点の福祉避難所82施設	防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課	

リスクシナリオ 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】			
6	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となつた、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。	1-1 より 再掲	避難経路等の把握がされていない。
7	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	1-1 より 再掲	市内の浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が進んでいるが、未策定の施設もあるため、継続して計画の策定を推進するとともに、各施設での避難訓練の実施を促す必要がある。
8	<都市公園における防災対策> 都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。	1-1 より 再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備、防災対応型ベンチが整備されてないことから、整備を促進する必要がある。
【避難行動支援】			
9	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	1-1 より 再掲	作成した名簿について、定期的な内容の確認と、災害発生時の運用方法について検討を進める必要がある。
10	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。 避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。	1-1 より 再掲	定期的な内容の確認と、災害発生時の運用方法について検討を進める必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p>関係部署と打合せを行い、避難経路を確立し、維持管理に努める。</p>	県市		防災管理課 土木課	
	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。</p>	県市 事業者		防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課 教育総務課	
	<p>引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けてソーラー照明設備、防災対応型ベンチの整備を検討する。</p>	市		都市計画課 公園管理課	
	<p>名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。</p>	市		福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課 健康推進課	
	<p>個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。</p>	市		防災管理課 福祉政策課	

リスクシナリオ 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】			
11	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
12	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 より 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、活動や行事、待遇について検討する必要がある。
13	<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。</p>		
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
14	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各地域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	自主防災組織の結成状況は県平均から見ても低い数値となっているため、組織結成に向けて取り組む必要がある。
15	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
16	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に総合防災訓練を実施している。</p>	1-1 より 再掲	関係機関と連携した総合防災訓練を毎年実施している。
17	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。</p>	1-1 より 再掲	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	国 の 指 針 に 基 づ く 施 設 等 の 整 備 を 進 め る と と も に 、 災 害 発 生 時 に 他 消 防 本 部 と の 応 援 ・ 受 援 及 び 関 係 機 関 と の 連 携 が 円 滑 に 行 わ れ る よ う 、 訓 練 を 実 施 す る 。 ま た 、 当 消 防 本 部 管 内 が 受 援 す る 側 と な っ た 際 の 対 応 が 重 要 と な る こ と か ら 、 図 上 訓 練 を 含 め た 取 組 を 行 う 。	県 市 町 消防本部		防 災 管 理 課 消 防 本 部	○
	消 防 団 員 が 年々 減 少 し て い る こ と か ら 、 活 動 や 行 事 、 待 遇 に つ い て 県 や 近 隣 市 町 村 と 協 議 す る 。	県 市		防 災 管 理 課	
	災 害 時 の 消 防 団 員 の 安 全 確 保 の た め 、 活 動 要 領 、 退 避 ル ル 等 を 定 め た 「 消 防 团 活 動 に お け る 安 全 管 理 マ ニ ュ ア ル 」 の 策 定 を 推 進 す る 。	市		防 災 管 理 課	
	災 害 発 生 時 に 地 域 住 民 が 自 助 ・ 共 助 に よ る 救 助 ・ 救 急 活 动 が で き る よ う 、 自 主 消 防 組 織 リ ダ ー 研 修 会 、 防 災 啓 発 研 修 等 を 実 施 し 、 自 主 消 防 組 織 の 設 立 を 促 進 す る 。	県 市	自 主 消 防 組 織 カ バ ー 世 帯 率 R 2. 4 時 点 39. 3 %	防 災 管 理 課	
○	地 域 住 民 の 防 災 意 識 を 高 め る た め 、 県 と の 連 携 を 図 り な が ら 防 災 意 識 の 啓 発 を 図 る 。 ま た 、 引 き 続 き 広 報 や 防 災 訓 練 等 を 通 じ て の 防 災 意 識 の 啓 発 を 図 る 。	県 市 町 消防本部		総 務 課 防 災 管 理 課	
	引 き 続 き 、 近 年 の 災 害 や 地 域 特 性 に 応 ジ た 防 災 訓 練 を 実 施 す る と と も に 、 各 地 区 の 避 難 訓 練 等 の 支 援 を 実 施 す る 。	県 市		防 災 管 理 課	○
	地 域 住 民 等 に 対 し て 地 区 防 災 計 画 に 係 る 普 及 啓 発 を 進 め る ほ か 、 計 画 の 策 定 に 取 り 組 む 地 域 に 対 し て 支 援 を 行 う と と も に 、 地 区 防 災 計 画 の 市 地 域 防 災 計 画 へ の 規 定 に つ い て も 進 め る 。	県 市		防 災 管 理 課	

リスクシナリオ 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【津波防災地域づくりの推進】			
18	<津波防災地域づくりの推進> 国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる、津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。		平成30年度に津波ハザードマップを作成しており、津波避難計画も平成31年度に策定済みとなっているが、状況に応じて定期的に内容を見直す必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直す。 津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、関係市町村と協議の上、指定を進める。	県市	平成30年度津波ハザードマップ策定 平成31年度避難確保計画策定	防災管理課 市浦総合支所	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】			
1	<p><河川改修等の治水対策></p> <p>洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を行っている。</p> <p>河川の流下断面の確保や環境美化のため河川内の除草や雑木の伐採等を実施。</p>		河川改修や整備等が必要。
【河川・ダム施設等の防災対策】			
2	<p><内水危険箇所の被害防止対策></p> <p>内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るために、雨水管渠や排水施設の維持管理を行っている。</p>		下水道事業における、平成31年度時点での都市浸水対策達成率は93%である。今後も家屋の浸水被害の解消へ向けた維持管理を行なう必要がある。
3	<p><ため池・調整池の防災対策></p> <p>将来にわたるため池の機能発揮に向けて、市及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。</p>	初掲	老朽化の進んだため池施設については災害発生のリスクを減らすため、計画的な点検、改修を行う必要がある。
4	<p><農業水利施設の防災対策・老朽化対策></p> <p>集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るために、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。</p>		老朽化の進んだ農業水利施設については災害発生のリスクを減らすため、計画的な点検、改修を行う必要がある。
【警戒避難体制の整備】			
5	<p><洪水ハザードマップの作成></p> <p>洪水発生時における住民等の迅速な非難を確保し、被害軽減を図るために、浸水被害想定調査に基づく、洪水ハザードマップを作成している。</p>		既存の洪水ハザードマップは想定が古いため、最新の浸水想定を踏まえたハザードマップを作成している。 近年、全国的に水害が多発しており、市の浸水想定を住民に周知する必要がある。
6	<p><内水ハザードマップの作成></p> <p>内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るために、内水ハザードマップの作成を検討している。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・内水ハザードマップがないことから、住民等による通報を受け、浸水発生現場を確認しているため、対応が後手に回っている。 ・下水道事業における雨水対策は、5年計画で管渠等の整備や見直しを行なっているが、全国的にも集中豪雨の発生が増加傾向にあることから、内水ハザードマップの作成が必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1－3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修等を実施する。	県市		土木課	
	内水による被害防止に向けて、国の防災・安全交付金等の活用を検討しながら、浸水対策事業に取り組む。	市	都市浸水対策達成率 93.6%(H31)	下水道課	
○	老朽化したため池等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	市 土地改良区	防災重点ため池 N = 8 5	農村整備課	
	老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県市		農村整備課	
	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知する。	市	平成21年度作成 令和2年度更新予定	防災管理課	
	内水氾濫発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを作成して住民等に配布・周知する。	市		防災管理課 土木課 下水道課	

リスクシナリオ			
1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><避難指示等発令体制の整備></p> <p>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p> <p>災害発生時に避難準備情報を円滑に発令するため、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成している。</p>		各種伝達手段について、定期的に運用を確認し、総合防災訓練等で試験運用している。多様化する災害に備え、体制を強化する必要がある。
8	<p><避難指示等の発令基準の見直し></p> <p>市から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成している。</p>		多様化する災害に備え、定期的に基準を見直す必要がある。
9	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	初掲	各種伝達手段について、定期的に運用を確認し、総合防災訓練等で試験運用している。多様化する災害に備え、体制を強化する必要がある。
10	<p><県・市・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	初掲	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に確認作業を行い、また防災担当職員以外の職員にも情報通信の方法を周知する必要がある。
【避難場所の指定・確保】			
11	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 より 再掲	近年多様化する災害への対応や、感染症対策として避難所等の見直しが必要となっている。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1－3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。</p> <p>また、洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。</p>	県 市		防災管理課	
	国のガイドラインの改訂等があった場合は、地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	市		防災管理課	
	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県 市		防災管理課 金木総合支所 市浦総合支所	
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 市		防災管理課	
	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	市	令和2年4月時点の指定避難所138施設（うち福祉避難所82施設）、指定緊急避難場所121施設	防災管理課	○

リスクシナリオ 1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
12	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般的の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	1-1 より 再掲	市内福祉施設と協定を結んでおり、市総合防災訓練では福祉避難所開設、要配慮者移送の動きの確認を行っている。引き続き訓練等を行い、連携を強化していく必要がある。
13	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 より 再掲	避難経路等の把握がされていない。
14	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 より 再掲	市内の浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が進んでいるが、未策定の施設もあるため、継続して計画の策定を推進するとともに、各施設での避難訓練の実施を促す必要がある。
15	<p><都市公園における防災対策></p> <p>都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	1-1 より 再掲	災害発時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備、防災対応型ベンチが整備されてないことから、整備を促進する必要がある。
【避難行動支援】			
16	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 より 再掲	作成した名簿について、定期的な内容の確認と、災害発生時の運用方法について検討を進める必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1－3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	市	令和2年4月時点の福祉避難所82施設	防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課	
	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 関係部署と打合せを行い、避難経路を確立し、維持管理に努める。	県 市		防災管理課 土木課	
	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県 市 事業者		防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課 教育総務課	
	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けてソーラー照明設備、防災対応型ベンチの整備を検討する。	市		都市計画課 公園管理課	
	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	市		福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課 健康推進課	

リスクシナリオ			
1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
17	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。</p> <p>避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>	1-1 より 再掲	定期的な内容の確認と、災害発生時の運用方法について検討を進める必要がある。
【消防力の強化】			
18	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
19	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 より 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、活動や行事、待遇について検討する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
20	<p><水防災意識社会再構築ビジョンの取組></p> <p>岩木川等の一級水系において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え避難行動・水防活動や「洪水お知らせメール」サービスなど災害情報等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>		ビジョンの取り組みについて、定期的に進捗状況を確認している。岩木川で想定される災害については、市単独での対応は難しいため、広域での連携体制を推進する必要がある。
21	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1－3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	市		防災管理課 福祉政策課	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 市 町 消防本部		防災管理課 消防本部	○
	消防団員が年々減少していることから、活動や行事、待遇について県や近隣市町村と協議する。	県 市		防災管理課	
	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、八一 ド・ソフト対策を一体的、計画的に進めるため、「水防 災意識社会再構築ビジョン」の取組を県が管理する二級 河川に拡大し、新たに「減災対策協議会」を設立して対 策を推進する。	国 県 市		防災管理課	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 市 町 消防本部		総務課 防災管理課	

リスクシナリオ

1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
22	<地区防災計画策定の推進> 22 コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や 様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民 及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地 区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 より 再掲	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進 めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行 うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定に ついても進める。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県 市		防災管理課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1・4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】			
1	<土砂災害ハザードマップの作成・公表> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。		作成・公表しているハザードマップは更新されておらず、避難所等が現状と異なる。
2	<避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。 土砂災害警戒区域内に位置する町内会については、緊急連絡網を作成し、情報提供の体制を整備している。		情報伝達訓練を行うなど、定期的に確認、見直しする必要がある。
【農山村地域における防災対策】			
3	<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るために治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	初掲	・治山施設や地滑り防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備着実に推進する必要がある。 ・市の農用地においては、概ね湛水防除事業が実施されており、排水機等の主要施設はほぼ整備されているが、その一部は老朽化対策が必要な箇所が見られる。
4	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、村及びため池管理者が管理しているため池について、法面及び水路等を定期的に点検等を実施している。	1-3 より 再掲	老朽化の進んだため池施設については災害発生のリスクを減らすため、計画的な点検、改修を行う必要がある。
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】			
5	<十和田の警戒避難体制の整備> 平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田について、警戒避難体制を整備するため、平成25年9月に設置した十和田防災協議会において、火山シナリオ、火山ハザードマップの作成を進めている。		

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図されること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備を推進するとともに、ハザードマップによる住民の防災意識の向上等を図る。					
重点項目	対策方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き市町村において土砂災害ハザードマップの修正等について、助言等を行うとともに住民に対する、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	県 市		防災管理課	
	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直す。	市		防災管理課 金木総合支所 市浦総合支所	
○	荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、排水機等主要施設の更新や農用地整備等、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	国 県 市		農林水産課 農村整備課	
○	老朽化したため池等について、機能不全による被害発生の防止を図るために、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	市 土地改良 区	防災重点ため池 N = 85	農村整備課	
	作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ具体的な防災対応等について検討し、市町村と連携して防災対策の強化を図っていく。	国 県 市	H30 十和田火山協議会加入	防災管理課	

リスクシナリオ 1 - 4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】			
6	<指定緊急避難所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	1-1 より 再掲	近年多様化する災害への対応や、感染症対策として避難所等の見直しが必要となっている。
7	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般的避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。	1-1 より 再掲	市内福祉施設と協定を結んでおり、市総合防災訓練では福祉避難所開設、要配慮者移送の動きの確認を行っている。引き続き訓練等を行い、連携を強化していく必要がある。
8	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となつた、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。	1-1 より 再掲	避難経路等の把握がされていない。
9	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	1-1 より 再掲	市内の浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が進んでいるが、未策定の施設もあるため、継続して計画の策定を推進するとともに、各施設での避難訓練の実施を促す必要がある。
10	<都市公園における防災対策> 都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。	1-1 より 再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備、防災対応型ベンチが整備されてないことから、整備を促進する必要がある。
11	<情報通信利用環境の強化> 災害発時における情報通信利用環境として、市が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。市庁舎、小中学校に整備済み。	初掲	Wi-fiの利用方法について、訓練等で運用し、定期的に確認を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図されること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	市	令和2年4月時点の指定避難所138施設（うち福祉避難所82施設）、指定緊急避難場所121施設	防災管理課	○
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	市	令和2年4月時点の福祉避難所82施設	防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課	
	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 関係部署と打合せを行い、避難経路を確立し、維持管理に努める。	県 市		防災管理課 土木課	
	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県 市 事業者		防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課 教育総務課	
	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けてソーラー照明設備、防災対応型ベンチの整備を検討する。	市		都市計画課 公園管理課	
	災害発生時委おける情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	市		防災管理課 総務課	

リスクシナリオ 1 - 4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難行動支援】			
12	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	1-1 より 再掲	作成した名簿について、定期的な内容の確認と、災害発生時の運用方法について検討を進める必要がある。
13	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。 避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。	1-1 より 再掲	定期的な内容の確認と、災害発生時の運用方法について検討を進める必要がある。
【消防力の強化】			
14	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
15	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、活動や行事、待遇について検討する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
16	<土砂災害に対する防災意識の啓発> 土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るために、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災に関する説明会の開催やハザードマップの配布を実施している。		引き続き、防災意識の向上を図るための周知を行うとともに、避難訓練の実施を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	市		福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課 健康推進課	
	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	市		防災管理課 福祉政策課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 市 町 消防本部		防災管理課 消防本部	○
	消防団員が年々減少していることから、活動や行事、待遇について県や近隣市町村と協議する。	県 市		防災管理課	
	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。	市		防災管理課	

リスクシナリオ 1 - 4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
17	<火山に対する防災意識の啓発> 火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るため、関係機関からなる火山防災協議会において、火山現象による影響範囲や避難所の位置を示した「火山防災マップ」の作成に必要な検討を行っている。		
18	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各地域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	自主防災組織の結成状況は県平均から見ても低い数値となっているため、組織結成に向けて取り組む必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図されること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、県と連携を図りながら、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する。	市		防災管理課	
	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県 市	自主防災組織力バー世帯率 R 2. 4 時点 39. 3 %	防災管理課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】			
1	<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。 現在、防雪柵等の新規整備は行っていない。		
【道路交通の確保】			
2	<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、効率的な除雪を実施している。 冬期間の道路交通の確保のため、除雪協力業者と市民と協働しながら、迅速かつ効率的な除排雪作業するとともに、事業後検証と体制の見直しを実施している。		冬期間の道路交通の確保、多種多様化する市民ニーズへの対応、将来に渡って安定的な除雪体制の確立のため、除雪協力業者の確保、国・県との連携強化、市民協働除雪への支援体制の構築などに取り組む必要がある。
【代替交通手段の確保】			
3	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	初掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に、円滑に代替交通手段が確保されるよう、市内事業者と情報共有を図る必要がある。
【情報通信の確保】			
4	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。市庁舎、小中学校に整備済み。	1-4 より 再掲	Wi-Fiの利用方法について、訓練等で運用し、定期的に確認を行う必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
5	<冬季の防災意識の啓発> 豪雪災害等に対する防災意識の向上及び、雪下ろし事故の防止を図るための対策を検討する。		毎年、冬期間前に広報誌、コミュニティFMにより住民へ対策の周知を行っており、引き続き実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図されること

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設の整備や除排雪体制の強化や、代替え交通手段の確保を推進するとともに、広報・ホームページによる冬季の防災意識の啓発を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	県 市		土木課	
	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。 冬期間の道路交通の確保、多種多様化する市民ニーズへの対応、将来に渡って安定的な除雪体制の確立のため、除雪協力業者の確保、国・県との連携強化、市民協働除雪への支援体制の構築などに取り組む。	国 県 市		土木課	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 市		防災管理課	
	災害発生時委おける情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	市		総務課 防災管理課 教育総務課	
	住民への広報・ホームページ等による注意喚起や情報提供を実施する。	市		防災管理課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う 多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】			
1	<p><県・市・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	1-3 より 再掲	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に確認作業を行い、また防災担当職員以外の職員にも情報通信の方法を周知する必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】			
2	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	1-3 より 再掲	各種伝達手段について、定期的に運用を確認し、総合防災訓練等で試験運用している。多様化する災害に備え、体制を強化する必要がある。
3	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。市庁舎、小中学校に整備済み。</p>	1-4 より 再掲	Wi-Fiの利用方法について、訓練等で運用し、定期的に確認を行う必要がある。
4	<p><障害者等に対する避難情報伝達></p> <p>障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、ホームページにより、災害情報メールへの登録方法等を周知している。</p>		障害者等の要援護者、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障害者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。
5	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、市が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	初掲	Wi-Fiサービスの提供が実施されている施設（立佞武多の館、道の駅十三湖高原）と未実施の施設があるため、今後もWi-Fi環境の整備を進めつつ、「わかりやすい・やさしい」日本語と、英語・中国語等による情報発信が必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う 多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供手段の強化を推進するとともに、住民の防災意識の向上や防災教育の推進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県市		防災管理課	
	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県市		総務課 防災管理課 金木総合支所 市浦総合支所	
	災害発生時委おける情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	市		総務課 防災管理課 教育総務課	
	障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き、防災情報メールの周知を行う(ほか、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制について検討する。	市		防災管理課 福祉政策課	
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	市		総務課 防災管理課	

リスクシナリオ 1 - 6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う 多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
6	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
7	<防災情報の入手に関する普及啓発> 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、ホームページや防災訓練等を通じて普及啓発を行っている。		災害発生時等においても住民が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
8	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 より 再掲	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】			
9	<防災教育の推進> 児童生徒の防災意識を育成するため、防災施設見学や、パンフレットの配布、防災教室の実施を行っている。		災害発時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。
10	<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルの見直しや、避難訓練の実施について促す必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う 多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 市 町 消防本部		総務課 防災管理課	
	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 また、引き続き、広報やホームページ、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 市		総務課 防災管理課	
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県 市		防災管理課	
	各学校において、適切な防災教育が実施されるよう、普及啓発活動の充実を図る。	市		防災管理課 学校教育課	
	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	市		防災管理課 学校教育課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
1	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫に備蓄を進めている。</p> <p>また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料・飲料水を備蓄するよう啓発している。</p>	初掲	市内企業等と災害時応援協定を締結しており、流通備蓄を想定しているが、感染症対策や大規模災害発生に備え、必要な物資の見直し、備蓄の整備を進める必要がある。
2	<p><災害発生時の物流インフラの確保></p> <p>災害発生における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。</p>		大規模災害発生時には輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。
3	<p><石油燃料供給の確保></p> <p>県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。</p> <p>また、県、市、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。</p>	初掲	定期的に情報を更新し、災害発生に備える必要がある。
4	<p><避難所等への燃料供給の確保></p> <p>県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。</p> <p>また、県、市、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。</p>	初掲	定期的に情報を更新し、災害発生に備える必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県市		防災管理課	
	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。	県市		防災管理課 土木課	
	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。	県市		防災管理課 土木課	
	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県市		防災管理課	

リスクシナリオ 2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
5	<p><避難所における水等の確保></p> <p>災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者（市町村等）において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圈内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。</p> <p>また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。</p>		物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。
6	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	初掲	活動拠点についての具体的な体制が出来ていないため、早急に検討する必要がある。
7	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	初掲	協定等に基づく救援物資や支援物資、義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を検討する必要がある。
8	<p><要配慮者（難病疾患等）への医療的支援></p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするために、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。</p>		災害発生時の停電や水不足に備え、透析患者には透析可能な医療機関の確保など透析治療を維持できる体制の構築を図る必要がある。
9	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>		災害用医薬品の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努める、災害時に有効に機能するよう連携をとる必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

対応方策 (今後必要となる取組・施策)					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、県民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、県民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。</p> <p>また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。</p>	市		防災管理課 経営管理課	○
	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	市		防災管理課 福祉政策課	
	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	市		防災管理課 管財課	
	<p>在宅で人工呼吸等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を行う。</p> <p>透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。</p>	市		福祉政策課	
	災害時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係会館等との連携体制を強化していく。	市		防災管理課	

リスクシナリオ 2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】			
10	<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	初掲	人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
11	<応急給水資機材の整備> 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	初掲	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っていく必要がある。
12	<水道施設の応急対策> 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	初掲	災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】			
13	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要
14	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要 市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
15	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
16	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	初掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道事業団		水道課	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道事業団		経営管理課 水道課	
	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	水道事業団		経営管理課 水道課	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		農林水産課 農村整備課 土木課	

リスクシナリオ 2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【港湾・漁港の防災対策】			
17	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	1-1 再掲	港湾については、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施するほか、日常点検を着実に実施するなど、施設の維持管理をより効果的かつ効率的に実施する必要がある。
【食料生産体制の強化】			
18	<食料生産体制の強化> 農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るために、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。 渔業については、水揚量の増加を図るために、生産者に対する働きかけを行っている。	初掲	農業については、水稻、野菜、果樹、花きなど多彩な農業生産が行われている。災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 渔業については、後継者や新規就農者の育成を図りながら水揚量の増加に取り組む必要がある。また、後背施設である冷凍や水産加工の振興に繋げるために食料生産体制の安定化を図っていく必要がある。
19	<農業・水産施設の老朽化対策> 農作物・水産物の安定供給のため、農業・漁港施設の老朽化対策を行っている。	初掲	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物・水産物の安定供給のため、農業・漁港施設の老朽化対策を実施する必要がある。 ・農業水利施設（ため池、ポンプ、用排水路等）の一部は老朽化により、更新が必要となっている施設が見られる。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)		担当課	連携項目
○	災害発生時の回路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県市			農林水産課 水産室	
○	農業については、人・農地プランや農地中間管理事業等により担い手への農地集積・集約化を推進し生産体制の強化を図る。 漁業については、後継者や新規就農者の育成を図りながら水揚げ量の増加を図る。	市	○魚貝類の水揚げ高（数量・金額） (R元) 1,132トン、643百万円 → (R7) 1,300トン、738百万円		農林水産課 農林水産課 水産室 農村整備課	
○	引き続き、農作物・水産物の安定供給のため、農業・漁港施設の老朽化対策を実施する。	県市 土地改良区			農林水産課 農村整備課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】			
1	<p><集落の孤立防止対策></p> <p>災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。</p> <p>この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p> <p>橋梁においては、定期点検・長寿命化修繕計画を策定し、順次補修・架替えを行い、通行の安全に努めている。</p>		補助事業により修繕を行っているものであるが、橋梁毎の工事費が莫大であり、財政面との兼ね合いもあることから、修繕計画に遅れが生じている。
【孤立集落発生時の支援体制の構築】			
2	<p><孤立集落発生時の支援体制の確保></p> <p>孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。</p>		多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】			
3	<p><代替交通手段の確保></p> <p>災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者・航空会社等と情報共有を図っている。</p> <p>また、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。</p>	1-5 より 再掲	
4	<p><代替輸送手段の確保></p> <p>海に面する当市の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の長寿命化を図るために水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定している。</p>	初掲	災害発生時の海路による輸送確保が必要であることから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との連携を図りながら、引き続き、孤立の恐れがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握のうえ、必要な対策を実施する。</p> <p>引き続き、定期点検結果による修繕計画の見直しを隨時行い、優先的に補修すべき橋梁の修繕に努める。</p>	県 市 国		防災管理課 土木課	
	県及び周辺市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。	県 市		防災管理課 土木課	○
	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。</p> <p>また、引き続き、離島航路運航事業者や地元市村と連携を図っていく。</p>	県 市		防災管理課 土木課	
○	災害発時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業計画に基づき、今後も漁港施設の長寿命化を図る。	県 市		防災管理課 農林水産課 水産室	

リスクシナリオ 2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報通信の確保】			
5	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。 市庁舎、小中学校に整備済み。	1-4 より 再掲	Wi-Fiの利用方法について、訓練等で運用し、定期的に確認を行う必要がある。
【道路施設の防災対策】			
6	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要
7	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
8	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	・整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
9	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	市	Wi-Fi設置施設 2施設→4施設（全6施設）	総務課 防災管理課	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		農林水産課 農村整備課 土木課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】			
1	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 より 再掲	・災害対策本部を設置する本庁舎は平成30年度新築であるが、災害発生時に金木地区の防災拠点となる金木庁舎について、耐震基準を満たしていないため、建替えによる整備が必要である。 ・災害拠点となる消防署であるが、五所川原消防署東分署昭和57年、金木消防署昭和58年、市浦消防署昭和49年、中里消防署昭和49年建設であり、老朽化も著しく施設の改修、耐震化を進める必要がある。
【災害対策本部等機能の強化】			
2	<災害対策本部機能の強化策> 大規模災害発生時において应急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に総合防災訓練、図上訓練を実施している。	初掲	五所川原市総合防災訓練を毎年実施し、関係機関との連携を確認している。また、市職員を対象とした図上訓練も毎年行っており、災害発生時の各部署における動きを確認している。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】			
3	<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定している。 また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練を実施している。		当消防本部では、これまでに緊急消防援助隊の受け入れを行ったことがないため、北海道・東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、関係機関を含めた図上訓練を行う取り組みが必要である。
4	<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。		これまで航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	市 消防本部 町		管財課 防災管理課	
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	市		防災管理課	
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 市 町 消防本部			
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 市 町 消防本部			

リスクシナリオ			
2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
5	<p><医療従事者確保に係る連携体制></p> <p>市内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（D M A T）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。</p>	初掲	五所川原市総合防災訓練においてD M A Tの派遣を想定した連携を確認している。引き続き連携体制の構築を進める必要がある。
6	<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>	初掲	関係機関と連携した総合防災訓練を毎年実施している。
7	<p><図上訓練の実施></p> <p>災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。</p>	初掲	市職員を対象とした図上訓練を毎年実施している。
【救急・救助活動の体制強化】			
8	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
9	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 より 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、活動や行事、待遇について検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	市		防災管理課 健康推進課	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	市 防災関係機関		防災管理課	○
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	市 防災関係機関		防災管理課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・支援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 市 町 消防本部		防災管理課	○
	消防団員が年々減少していることから、活動や行事、待遇について県や近隣市町村と協議する。	県 市		防災管理課	

リスクシナリオ			
2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
10	<p><救急・救助活動等の体制強化></p> <p>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。</p> <p>また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。</p>		<p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。</p>
【支援物資等の供給体制の確保】			
11	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	2-1 より 再掲	活動拠点についての具体的な体制が出来ていないため、早急に検討する必要がある。
12	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	2-1 より 再掲	協定等に基づく救援物資や支援物資、義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を検討する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
13	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
14	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に総合防災訓練を実施している。</p>	1-1 より 再掲	関係機関と連携した総合防災訓練を毎年実施している。
15	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	自主防災組織の結成状況は県平均から見ても低い数値となっているため、組織結成に向けて取り組む必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	<p>災害時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。</p>	市 町 消防本部	<p>救急救命士再教育達成率（2年間で128ポイント以上を達成した人の割合）</p> <p>平成30年度 12.5%</p> <p>令和元年度 13%</p>	防災管理課 健康推進課	
	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	市		防災管理課 福祉政策課	
	<p>物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。</p>	市		防災管理課 管財課	
○	<p>地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。</p> <p>また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。</p>	県 市 町 消防本部		総務課 防災管理課	
	<p>引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。</p>	県 市		防災管理課	○
	<p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。</p>	県 市	<p>自主防災組織力バー世帯率 R 2. 4 時点 39. 3%</p>	防災管理課	

リスクシナリオ

2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
16	<地区防災計画策定の推進> 16 コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や 様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民 及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地 区防災計画について、普及啓発を行っている。	1-1 より 再掲	地区防災計画はまだ作成実績が無いため、計画につい て普及啓発を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県 市		防災管理課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】			
1	<p><石油燃料供給の確保></p> <p>県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。</p> <p>また、県、市、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。</p>	2-1 より 再掲	定期的に情報を更新し、災害発生に備える必要がある。
2	<p><緊急車両等への燃料供給の確保></p> <p>災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合西北五支部と優先供給に係る協定を締結している。</p>		定期的に情報を更新し、災害発生に備える必要がある。
4	<p><医療施設の燃料等確保></p> <p>病院の自家発電燃料について、災害時に青森県石油商業組合西北五支部が締結している「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書」により優先供給の提供を受けることとしている。</p>		
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】			
5	<p><防災ヘリコプターの燃料確保></p> <p>大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者及び県外からタンクローリー等での燃料搬送も可能な県外の供給事業者それぞれと協定を締結し、燃料供給体制を構築している。</p> <p>また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。</p>		当消防本部管内で備蓄しているのは、五所川原消防署1カ所のみである。搬送可能な車両も消防本部に1台のみである。小泊消防署までは移動に1時間有することから中泊管内の備蓄が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県市		防災管理課	
	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	市		防災管理課	
	近隣県の石油商業組合への依頼や県への応援要請の他、県内外の備蓄在庫のある業者からの調達による確保に努める。	病院局			
○	備蓄燃料保管場所の耐震化・老朽化の状況を確認し、各消防本部等へ耐震化対策・老朽化対策を依頼する。また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、4ヶ月毎に交換を実施する。	県市町消防本部			

リスクシナリオ 2 - 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
7	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要
8	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
9	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	・整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
10	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		農林水産課 農村整備課 土木課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】			
1	<観光客等に対する広域避難の強化> 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。		年間130万人弱の入込数である、五所川原立佞武多の開催中に災害が発生した場合、市の避難所だけでは対応が困難である。
【支援物資等の供給体制の確保】			
2	<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫に備蓄を進めている。 また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料・飲料水を備蓄するよう啓発している。	2-1 より 再掲	市内企業等と災害時応援協定を締結しており、流通備蓄を想定しているが、感染症対策や大規模災害発生に備え、必要な物資の見直し、備蓄の整備を進める必要がある。
3	<応急給水資機材の整備> 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	2-1 より 再掲	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っていく必要がある。
4	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	活動拠点についての具体的な体制が出来ていないため、早急に検討する必要がある。
5	<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発時の物資供給等に係る協定を締結している。	2-1 より 再掲	協定等に基づく救援物資や支援物資、義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を検討する必要がある。
【情報伝達の強化】			
6	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、市が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	1-6 より 再掲	Wi-Fiサービスの提供が実施されている施設（立佞武多の館、道の駅十三湖高原）と未実施の施設があるため、今後もWi-Fi環境の整備を進めつつ、「わかりやすい・やさしい」日本語と、英語・中国語等による情報発信が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。 また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時に市の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。	県市		防災管理課 観光物産課	○
	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県市		防災管理課	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道事業団		防災管理課 経営管理課	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	市		防災管理課 福祉政策課	
	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	市		防災管理課 管財課	
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	市	Wi-Fi設置施設 2施設→4施設（全6施設）	防災管理課 観光物産課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】			
1	<医療施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	
2	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	児童福祉施設の老朽化により、施設の耐震化が必要となっている。
【災害発生時における医療提供体制の構築】			
3	<災害時医療の連携体制> 災害発生時において、病院としての適切な医療行為をかくほするため、病院災害対策マニュアルの整備を行うとともに、B C P（事業継続計画）を作成し対応を検討している。 また、災害の発生により、医療機能が麻痺した場合に備えて、救護班の編成及び救護所の設置を地域防災計画で定めている。		
4	<医療従事者確保に係る連携体制> 市内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（D M A T）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	2-3 より 再掲	五所川原市総合防災訓練においてD M A Tの派遣を想定した連携を確認している。引き続き連携体制の構築を進める必要がある。
5	<お薬手帳の利用啓発> 災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。		持病を持つ者に対し、「お薬手帳」を作成することを啓発する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。 また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県市			
	県及び市は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県市 社会福祉法人等		福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課	
	関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討のうえ、マニュアルの見直しを進めていく。 また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。	県市			
	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	市		防災管理課 健康推進課	
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る。	県市 薬剤師会		健康推進課	

リスクシナリオ			
2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難者の健康対策】			
6	<p><避難所外避難者の対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るために研修等を実施している。</p>		<p>車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。</p> <p>また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。</p>
7	<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るために研修等を実施している。</p>		<p>主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>
【要配慮者への支援等】			
8	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>また、県が進めているD C A Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p>		<p>円滑に支援が行えるよう、関係機関との連携体制の構築が必要である。</p> <p>また、県外からの支援を円滑に実施できるよう受入れ体制を整える必要がある。</p>
9	<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p>		<p>男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行うための検討が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。</p> <p>また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。</p>	県 市		防災管理課 健康推進課	
	<p>災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。</p>	県 市		防災管理課 健康推進課	
	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（D C A T）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。</p> <p>市は、県のD C A T派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	県 市 病院局		防災管理課 健康推進課 福祉政策課	
	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。</p>	市		防災管理課 企画課 福祉政策課	

リスクシナリオ

2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
10	<心のケア体制の確保> 心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子どもへのストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。		災害時に備え、日頃からストレスへの対処法の普及啓発、ゲートキーパーの育成、相談窓口の周知などを行う必要がある。
11	<児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。		
12	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、市が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	1-6 より 再掲	Wi-Fiサービスの提供が実施されている施設（立佞武多の館、道の駅十三湖高原）と未実施の施設があるため、今後もWi-Fi環境の整備を進めつつ、「わかりやすい・やさしい」日本語と、英語・中国語等による情報発信が必要である。
13	<動物救護対策> 地域防災計画において、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。		各避難所と一緒に避難が可能としているが、トラブルが想定されるため、専用スペースの確保や安全確認後の避難所の移動などの検討が必要である。
【道路施設の防災対策】			
14	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要
15	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。</p> <p>また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（D P A T）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。</p>	県 市		防災管理課 健康推進課	
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、県と連携して児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 市		教育委員会	
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	市		防災管理課	
	<p>災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。</p> <p>また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。</p>	県 市		防災管理課 環境対策課	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	

リスクシナリオ			
2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
16	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
17	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		防災管理課 土木課	

事前に備えるべき目標		2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	
リスクシナリオ 2 - 7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】			
1	<避難所における衛生環境の維持> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、町では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。		避難所における衛生環境を良好に保つために、物資等の必要数量を把握し、対応可能か確認及び物資提供に向けた協力・提携を構築する必要がある。また、毎年実施している総合防災訓練や図上訓練において避難所運営訓練により円滑な物資供給に備える必要がある。
2	<避難所における新型コロナ対策> 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設、運営を行うため、感染症対策物資の備蓄や、感染症対策を踏まえた避難所開設運営マニュアルの作成を進めている。		青森県においては感染症患者が少なく、大規模な避難所運営の実績は無いが、今後発生するであろう災害に備え、訓練等を行い、体制を整備する必要がある。
3	<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。 また、感染症への意識向上のため、町民や関係者に対して教室等による普及啓発を実施している。		避難所における感染症対策の具体的な行動について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。 災害発生時に必要な感染防止衣等の備蓄の充実及び計画的な更新の必要がある。
4	<予防接種の促進> 災害発時における感染症の発生やまん延を防止するため、予防接種法に基づく各種予防接種を適切な年齢・時期に受けるよう、平時から周知や勧奨を行い、普及啓発を行っている。		大規模災害や避難生活が長期化する事による、定期接種の遅れへの対応や接種歴情報の提供などに対応する必要がある。
【下水道施設の機能確保】			
5	<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。	初掲	供用開始が古い下水道施設（機械・電気設備）において、耐用年数を超えるものも多く安定した処理機能を継続するための老朽化対策が必要である。また、建築・土木構造物の耐震化も合わせて計画的に進めていく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制の強化を図る。	県市		防災管理課 健康推進課	
○	感染症に配慮した災害対策を円滑に行えるよう、感染症対策物資の備蓄を進めるとともに、避難所開設運営マニュアルを作成し、訓練等で体制の確認を行う。また、定期的にマニュアルを見直し、体制の強化を図る。	市		防災管理課 健康推進課	
	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするために、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を検討する。	県市町消防本部		防災管理課 健康推進課	
	予防接種に定める疾病のうち、まん延予防の緊急性が生じた場合に行う臨時に予防接種がある場合や、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく特定接種の実施の際に、県と連携し、予防接種実施体制を構築し実施する。	県市		健康推進課	
	災害発時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	市	○五所川原市の下水道における 防災・安全対策の実現（通常計画）	下水道課	

リスクシナリオ

2 - 7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>農業・漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。</p>	初掲	農業・漁業集落排水施設（処理施設）全般の老朽化に伴うトラブルが発生していることから、早期の老朽化対策が必要である。
7	<p><下水道事業の業務継続計画の策定></p> <p>下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。</p>	初掲	災害発生時に備えて、日頃から防災意識の向上を図るとともに、教訓や訓練を通じてより実効性のある計画として継続的な見直しが必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿寿命化計画である最適整備構想を策定した。	市	○農集：五所川原市農業集落排水施設最適整備構想の策定（H30策定済） ○漁集：十三地区漁業集落排水施設機能保全計画の策定（H31策定済）	下水道課	
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	市	○下水道事業業務継続計画策定済（現状）→隨時見直し	下水道課	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】			
1	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 市所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	1-1 より 再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。
2	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 より 再掲	・災害対策本部を設置する本庁舎は平成30年度新築であるが、災害発生時に金木地区の防災拠点となる金木庁舎について、耐震基準を満たしていないため、建替えによる整備が必要である。 ・災害拠点となる消防署であるが、五所川原消防署東分署昭和57年、金木消防署昭和58年、市浦消防署昭和49年、中里消防署昭和49年建設であり、老朽化も著し
3	<代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練> 災害対策本部となる庁舎の耐震化は完了しているが、大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、総合支所等を代替庁舎として検討している。		策定作業中の業務継続計画内では、総合支所を代替庁舎としているが、実際に運用した実績がないため、図上訓練等で具体的な利用スペースを検討する必要がある。
4	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	初掲	庁舎の立て替え等により非常用電源の整備が進んでおり、定期的に停電作業を行って非常用電源の動作を確認し、非常時の体制を確認している。引き続き確認を行い、職員への非常時の対応を周知する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	市		防災管理課	
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	市 消防本部 町		管財課 防災管理課	
	引き続き、代替防災拠点確保を推進するとともに、災害対応能力の強化向上を図る。	市		防災管理課 管財課	
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 市		管財課	

リスクシナリオ			
3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】			
5	<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	1-3 より 再掲	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に確認作業を行い、また防災担当職員以外の職員にも情報通信の方法を周知する必要がある。
6	<p><行政情報通信基盤の耐災害性の強化></p> <p>行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるよう主要通信機器用に非常用電源を確保するとともに、クラウド（基幹システム）、L G W A N、インターネットの主要通信回線それぞれを異なるキャリアで冗長化している。</p> <p>また、サーバ室内の各サーバ及び主要通信機器は免震テーブル上に設置されている。</p>		有線以外の通信手段の確保が必要
7	<p><行政情報の災害対策></p> <p>災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、基幹システムのクラウド化をしている。クラウド接続回線を冗長化し対災害性を高めるとともに、回線切断によりクラウドに接続できない場合でも最低限の業務を継続できるよう一部機能を制限している縮退運用機（予備機）を本庁舎に設置している。</p>		基幹システム以外の行政データの毀損対策が必要
【行政機関の業務継続計画の策定】			
8	<p><業務継続計画の策定></p> <p>大規模な災害の発生により、庁舎機能が著しく低下する中にあっても、速やかに災害対応業務を開始し、市民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して市民の生活を維持する体制を整えるため、業務継続計画の策定を検討している。</p>		業務継続計画の策定作業を行っており、年内の策定を予定している。
【災害対策本部等機能の強化】			
9	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。</p>	2-3 より 再掲	五所川原市総合防災訓練を毎年実施し、関係機関との連携を確認している。また、市職員を対象とした図上訓練も毎年行っており、災害発生時の各部署における動きを確認している。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 市		防災管理課	
	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。 有線での冗長化に加え無線（5G等）を加えたネットワークの構築の検討をする。	市		総務課 防災管理課	
	大規模災害時における行政データ保全のため、行政データの集約管理、遠隔地パックアップを検討する。	市		総務課	
	災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、庁内各課における業務継続計画作成を進めていく。	市	令和2年度内策定	防災管理課	
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	市		防災管理課	

リスクシナリオ 3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【受援・連携体制の構築】			
10	<広域連携体制の構築> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、連携体制等を強化・充実する必要がある。
11	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるように、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	発災時にスムーズな受入ができるよう、図上訓練等を通じて、応援職員等の役割とスペース確保など、受入体制の確認、整備が必要である。
【総合防災訓練の推進】			
12	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 より 再掲	関係機関と連携した総合防災訓練を毎年実施している。
13	<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。	2-3 より 再掲	市職員を対象とした図上訓練を毎年実施している。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく。	県市		防災管理課	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	県市		防災管理課 福祉政策課	
	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	市 防災関係機関		防災管理課	○
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	市 防災関係機関		防災管理課	

事前に備えるべき目標		3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること	
リスクシナリオ 3 - 2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】			
1	<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に確認作業を行い、また防災担当職員以外の職員にも情報通信の方法を周知する必要がある。
3	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 より 再掲	関係機関と連携した総合防災訓練を毎年実施している。
【電力の供給停止対策】			
4	<エネルギー供給事業者の災害対策> 東北電力(株)五所川原営業所と災害時応援協定を締結しており、災害発生時に被害が発生した際には早期の復旧に向けて相互に支援を行うこととしている。	初掲	訓練を行うなど、平時からの連携を取り、必要に応じて協定を見直す必要がある。
5	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	3-1 より 再掲	庁舎の立て替え等により非常用電源の整備が進んでおり、定期的に停電作業を行って非常用電源の動作を確認し、非常時の体制を確認している。引き続き確認を行い、職員への非常時の対応を周知する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化していく。	県市事業者		防災管理課	
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県市		防災管理課	
	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	県市防災関係機関		防災管理課	○
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県市事業者		防災管理課	
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県市		管財課	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせうこと			
リスクシナリオ 4・1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】			
1	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	初掲	災害時に経済活動が停滯する事がないよう、商工関係団体等と連携し、業務継続計画を策定していない事業者に対し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
【農林水産物の移出・流通対策】			
2	<農林水産物の移出・流通対策保> 災害発生時においても、農林水産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の整備や県内外の物流、販売関係者と信頼関係の構築を図っている。		災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の集荷・分荷ができなくなることを防ぐため、市場施設や農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を構築しておく必要がある。
【物流機能の維持・確保】			
3	<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定を締結を検討する。		公益社団法人青森県トラック協会西北五支部と連携して市総合防災訓練を実施しているが、引き続き連携体制を構築していく必要がある。
4	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者・航空会社等と情報共有を図るほか、離島航路について、地元自治体が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。	初掲	代替交通手段の確保が難しく、孤立を防ぐには不十分であるため、多様な交通手段を検討し、協定を進めしていく必要がある。
【被災企業の金融支援】			
5	<被災企業への金融支援等> 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、被災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援することを検討している。		

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県市		商工労政課	
○	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に市場施設や農林水産業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	市		農林水産課 農林水産課 水産室	
	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結を図る。	市		防災管理課 管財課	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航空運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	県市		防災管理課 都市計画課	
	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、罹災証明書発行における初動体制を整備する。	市		商工労政課	

リスクシナリオ			
4 - 1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
6	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要
7	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
8	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	・整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
9	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、災害発生時の車両の移動について、一般社団法人日本自動車連盟青森支部と協定を締結している。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である
【港湾・漁港の防災対策】			
10	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	1-1 より 再掲	漁港については、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施するほか、日常点検を着実に実施するなど、施設の維持管理をより効果的かつ効率的に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市		防災管理課 農林水産課 農村整備課 土木課	
○	災害発生時の回路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 市		農林水産課 水産室	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせうこと			
リスクシナリオ 4・2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【電力の供給停止対策】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 東北電力(株)五所川原営業所と災害時応援協定を締結しており、災害発生時に被害が発生した際には早期の復旧に向けて相互に支援を行うこととしている。	3-3 より 再掲	訓練を行うなど、平時からの連携を取り、必要に応じて協定を見直す必要がある。
【エネルギー供給体制の強化】			
2	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、県、市、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	2-1 より 再掲	定期的に情報を更新し、災害発生に備える必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】			
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	4-1 より 再掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、商工関係団体等と連携し、業務継続計画を策定していない事業者に対し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
4	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要
5	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県市事業者		防災管理課	
	災害発生において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県市		防災管理課	
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県市		商工労政課	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県市		農村整備課 土木課	

リスクシナリオ

4 - 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
7	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市		防災管理課 農林水産課 農村整備課 土木課	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせうこと			
リスクシナリオ 4・3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
3	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	・整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
5	<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	幹線道路の機能強化・老朽化対策が必要。
【港湾・漁港の防災対策】			
6	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	1-1 より 再掲	漁港については、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施するほか、日常点検を着実に実施するなど、施設の維持管理をより効果的かつ効率的に実施する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港、空港施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市		防災管理課 農林水産課 農村整備課 土木課	
	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 市		土木課	
○	災害発時の回路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 市		農林水産課 水産室	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせうこと			
リスクシナリオ 4・4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】			
1	<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報を提供している。		被災農業者・漁業者の速やかな事業再開が可能となるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。
【食糧流通機能の維持・確保】			
2	<食料市場の早期復旧体制の構築> 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、地方卸売市場に対する助言・指導を行っている。		災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から他市場や市場関係者と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
3	<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	初掲	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。
【県産食料品の生産・供給体制の強化】			
4	<食料生産体制の強化> 農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るために、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。 漁業については、水揚量の増加を図るために、生産者に対する働きかけを行っている。	2-1 より 再掲	農業については、水稻、野菜、果樹、花きなど多彩な農業生産が行われている。災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 漁業については、後継者や新規就農者の育成を図りながら水揚量の増加に取り組む必要がある。また、後背施設である冷凍や水産加工の振興に繋げるために食料生産体制の安定化を図っていく必要がある。
5	<多様なニーズに対応した県産品づくり> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農作物のブランド化やニーズに即した加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から県産食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県市		農林水産課 農林水産課 水産室	
○	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	県市		農林水産課 農林水産課 水産室	
○	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	市		農林水産課 農村整備課	
○	農業については、人・農地プランや農地中間管理事業等により担い手への農地集積・集約化を推進し生産体制の強化を図る。 漁業については、後継者や新規就農者の育成を図りながら水揚げ量の増加を図る。	市	○魚貝類の水揚げ高（数量・金額） (R元) 1,132トン、643百万円 → (R7) 1,300トン、738百万円	農林水産課 農林水産課 水産室	
○	有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。 漁業については、水産物のブランド化や販路拡大を図るため、引き続き関係機関等と連携しながら、PRを行う。	市		農林水産課 商工労政課	

リスクシナリオ

4 - 4 食料等の安定供給の停滞

番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><県産食料品の供給を支える人づくり></p> <p>安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。</p>		<p>当市の安全・安心な農産物を安定的に供給するためには後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。</p>
7	<p><食料品製造業者の供給体制強化></p> <p>安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。</p>		<p>安全・安心な水産物を安定供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。</p>
8	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画の策定を実施している。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>農業用水を安定的に供給するため、施設の長寿命化計画に基づき推進する必要がある。また、水産物の安定供給のため、水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	市		農林水産課	
○	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、漁業に必要な技能・資格取得の方法等についての情報発信や、漁業就業希望者と漁業者との橋渡しを行う漁業就業支援事業に取り組む。	県 市		農林水産課 水産室 商工労政課	
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。	県 市 土地改良 区		農林水産課 水産室 農村整備課	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 東北電力(株)五所川原営業所と災害時応援協定を締結しており、災害発生時に被害が発生した際には早期の復旧に向けて相互に支援を行うこととしている。	3-3 より 再掲	訓練を行うなど、平時からの連携を取り、必要に応じて協定を見直す必要がある。
2	<避難所等への燃料供給の確保> 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、(一社)青森県エルピーガス協会との間で「災害における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。	2-1 より 再掲	訓練を行うなど、平時からの連携を取り、必要に応じて協定を見直す必要がある。
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	4-1 より 再掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、商工関係団体等と連携し、業務継続計画を策定していない事業者に対し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
4	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、県、市、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	2-1 より 再掲	災害発生時においては石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【再生可能エネルギーの導入促進】			
5	<再生可能エネルギーの導入> 洋上・陸上風力発電施設の整備促進や、公共施設に太陽光発電システムを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。		災害発生時等においてエネルギー供給機能が停止しないよう、また必要なエネルギーが自給できるよう、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用するシステムづくりが必要である。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 市 事業者		防災管理課	
	災害発生時に避難所等への応急対策用燃料（液化石油ガス）等を確保するため、（一社）青森県エルピーガス協会との協定締結を進める。	市		防災管理課	
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 市		商工労政課	
	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 市		防災管理課	
	災害の発生による電源喪失時にも活用が見込まれる再生可能エネルギーについて、家庭や事業所等での太陽光発電等の普及促進に努める。	市 事業者		企画課	

リスクシナリオ 5 - 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
6	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要
7	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要 市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
8	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
9	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市		防災管理課 農林水産課 農村整備課 土木課	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 2 上水道等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】			
1	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	2-1 より 再掲	人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
2	<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>	2-1 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っていく必要がある。 阪神淡路大震災より消火栓が使用不能に陥った場合の防火水槽が見直されているなか、当管内の防火水槽にあっては老朽化も著しく水漏れ等も発生している。
3	<p><水道事業者の業務継続計画の策定></p> <p>災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（B C P）を策定し、毎年度見直しを行っている。</p>		災害時における市各部署の業務を継続するため、事業継続計画の策定作業を行っている。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	県 市町村等 水道事業者		経営管理課 水道課	
	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	県 市町村等 水道事業者		経営管理課 水道課	
	引き続き、事業継続計画（B C P）の見直しを行う。	県 市町村等 水道事業者		防災管理課 経営管理課 水道課	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】			
1	<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。	2-7 より 再掲	供用開始が古い下水道施設（機械・電気設備）において、耐用年数を超えるものも多く安定した処理機能を継続するための老朽化対策が必要である。また、建築・土木構造物の耐震化も合わせて計画的に進めていく必要がある。
2	<下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。	2-7 より 再掲	災害発生時に備えて、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、教訓や訓練を通じてより実効性のある計画として継続的な見直しが必要である。
3	<農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業・漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	2-7 より 再掲	農業・漁業集落排水施設（処理施設）全般の老朽化に伴うトラブルが発生していることから、早期の老朽化対策が必要である。
4	<農業・漁業集落排水施設等の耐災害性の確保> 災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えておくため、業務継続計画を策定している。		災害発生時に備えて、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、教訓や訓練を通じてより実効性のある計画として継続的な見直しが必要である。
5	<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。		災害発生時には避難所等でトイレが不足することが考えられるため、仮設トイレの確保や簡易トイレの備蓄等の検討を進める必要がある。
【合併処理浄化槽への転換の促進】			
6	<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や農業・漁業集落排水の事業計画区域外の住宅（新築は除く。）を対象に、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報やホームページにより当該制度の周知に努めている。		設置後30年以上経過し、老朽化により破損等の恐れがある単独浄化槽が増加している。破損が発生した場合の土壤や地下水の汚染等、生活環境の悪化が懸念される。生活環境の保全に向けて浄化槽の破損を予防し、設備更新や維持管理の厳格化など、適切な処置を講じる必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	市	○五所川原市の下水道における防災・安全対策の実現（通常計画）	下水道課	
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	市	○下水道事業業務継続計画策定済（現状）→隨時見直し	下水道課	
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定した。	市	○農集：五所川原市農業集落排水施設最適整備構想の策定（H30策定済） ○漁集：十三地区漁業集落排水施設機能保全計画の策定（H31策定済）	下水道課	
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。	市	○下水道事業業務継続計画策定済（現状）→隨時見直し	下水道課	
	災害発時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	市		防災管理課	
	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽補助金制度の対象者に対し、転換の必要性について周知を図る。 また、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保を行いつつ、合併処理浄化槽への転換を進め、災害対応力の向上を図る。	市		下水道課	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5・4 地域交通ネットワークが分断する事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
3	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	・整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【公共交通・広域交通の機能確保】			
5	<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図っている。		
6	<地域公共交通の確保> 地域公共交通の維持・活性化を図るために、連携事業として公共交通計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏域の一体的な公共交通マネジメントの展開など、各リーディングプロジェクト（優先的に実施する施策）を実施している。		
7	<広域交通の確保（鉄道）> 災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合の広域交通の確保のため、JRと情報共有を図っている。		災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、情報共有を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、バス路線等の維持を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市			
	災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図る。	市			
		市			○
	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、JRと一層の情報共有を図る。	市		防災管理課	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【ため池、ダム等の防災対策】			
1	<ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	1-1 より 再掲	全ての防災重点ため池のマップ・ハザードマップ作成を完了（ソフト対策）したことから、今後は耐震化・老朽化対策（ハード対策）の検討が必要である。
2	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、市及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	1-3 より 再掲	ため池は管理者による適正管理が図られる事により、災害発生のリスクを減らすことができる。
3	<ため池ハザードマップの作成> 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、ため池ハザードマップを作成する。		当市のため池は築造年代が古く、近年、全国的に頻発している豪雨や大規模地震による被災が懸念されていることから、迅速な避難対策が求められている。
【防災施設の機能維持】			
4	<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るために治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	1-4 より 再掲	・治山施設や地滑り防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備着実に推進する必要がある。 ・市の農用地においては、概ね湛水防除事業が実施されており、排水機等の主要施設はほぼ整備されているが、その一部は老朽化対策が必要な箇所が見られる。
5	<河道閉塞等による住民避難のための情報提供> 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、市が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市へ提供することとしている。		河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、市が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供していく必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、ため池ハザードマップの作成により危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、より詳細な点検が必要とされるため池の詳細調査を実施した上で、今後必要となる対策を講じる。</p> <p>詳細調査の結果、耐震化対策の重要度区分に応じた耐震化工事の実施を検討する。</p>	県市	防災重点ため池 N = 85	農村整備課	
	<p>市及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、定期的な点検・維持管理を実施する。台風等による大雨が想定される際は予め低水位管理に努める。</p>	市 土地改良区	防災重点ため池 N = 85	農村整備課	
	<p>ため池が決壊した場合の下流域における住民の迅速な避難活動を可能にするため、防災重点ため池のハザードマップを作成する。</p>	市	防災重点ため池（85カ所）について、R2までにマップ及びハザードマップを作成する。	農村整備課	
○	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>畠や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、排水機等主要施設の更新や農用地整備等、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	国 県 市		農林水産課 農村整備課	
	<p>災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。</p>	国 県 市		防災管理課	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【有害物質流出時の処理体制の構築】			
1	<有害物質流出時の処理体制の構築> 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。		消防署と連携して、速やかに流出物質の特定及び流出場所の特定を行う。
2	<有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県市		環境対策課	
○	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県消防本部市		環境対策課	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6・3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
1	<農地利用の最適化支援> 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		<ul style="list-style-type: none"> ・管理の行届いていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していくうえで障害となる可能性があることから、担い手の農地集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。 ・小区画不整形で用排水路・耕作道の整備もなされていない地区では、個々の農家が農地を数箇所に分散所有しているため、不効率な営農体系を強いられている。
2	<農地の生産基盤の整備推進> 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象による災害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。 ・未整備地区では、個々の農家が農地を数箇所に分散所有しているため、不効率な営農体系を強いられている。
3	<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	4-5 より 再掲	安定した農業生産を確保するためには、平時から農業基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】			
4	<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の所在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。
5	<森林整備事業等の森林所有者への普及啓発> 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。		森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、農地耕作条件改善事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 市 土地改良 区	担い手が利用する農地面積の割合 R1 : 67.3% 荒廃農地面積R1:21.3ha	農林水産課 農村整備課	
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備や維持管理を支援する。 また、担い手等による農作業受委託を拡大し、水稻栽培に係る労働時間を節減し、農家の所得向上を目指す。	県 市 土地改良 区	水田整備率（30a程度以上）	農林水産課 農村整備課	
○	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の今日を図る。	市		農林水産課	
○	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県 市	再造林割合R1:100%	農林水産課	
○	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。	市		農林水産課	

リスクシナリオ

6 - 3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【農山村地域における防災対策】			
6	<p><農山村地域における防災対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るために治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	1-4 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備着実に推進する必要がある。 市の農用地においては、概ね湛水防除事業が実施されており、排水機等の主要施設はほぼ整備されているが、その一部には老朽化対策が必要な箇所が見られる。
【農林水産業の生産基盤の防災対策】			
7	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、県の技術的な支援等を受け、施設の長寿命化計画を策定する。</p> <p>水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水を安定的に供給するため、施設の長寿命化計画に基づき推進する必要がある。また、水産物の安定供給のため、水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施する必要がある。 農業水利施設（ため池、ポンプ、用排水路等）の一部は老朽化により、更新が必要となっている施設が見られる。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、排水機等主要施設の更新や農用地整備等、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	国 県 市 土地改良 区		農林水産課 農村整備課	
○	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	県 市 土地改良 区		農林水産課 水産室 農村整備課	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6・4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】			
1	<正確な情報発信による風評被害の防止> 農産物・畜産物・水産物の安全・安心をアピールするため、県が実施している放射性物質のモニタリング結果を情報提供している。		災害時の風評被害は、正しい情報が伝わらないことで発生することから、風評被害の軽減及び発生防止のため、正確かつ速やかな情報発信を行う体制の構築が必要である。
2	<安全・安心な生産・流通システムの構築> 生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。		生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により地場産農産物・水産物の認知度向上を図っていく必要がある。
【風評被害の軽減対策】			
3	<風評被害の軽減対策> 東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。		災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時における風評被害の防止に向けて、ウェブサイトやSNSを通じた情報発信の仕組みを検討するなど、情報発信体制の強化を図る。	市		総務課 防災管理課 農林水産課 農林水産課 水産室	
○	災害発生時の風評被害防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図る。	市 事業者		農林水産課 商工労政課 農林水産課 水産室	
○	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	県 市		防災管理課 農林水産課 商工労政課 農林水産課 水産室	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】			
1	<災害廃棄物処理計画の策定> 災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。		災害廃棄物処理計画は、国の指針や市の地域防災計画が改定された場合、さらに市の一般廃棄物処理計画が改定された場合には、その内容を確認の上見直すことが必要。
2	<災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を進める予定としている。		災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県、市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。
3	<家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策> 災害発生時におけるごみの収集及び運搬について は、収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬することとしており、そのための体制を整えている。		災害廃棄物の円滑な収集・運搬を行うため、関係事業者や関係団体との連携を強化する必要がある。
4	<農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協、資材業者、ごみ処理業者等、関係機関との連携を図っている。		災害発生時においても農業資材等廃棄物が適切に処理される必要があることから、平時から、関係団体との連携を強化する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害廃棄物の適正処理の確保と円滑かつ迅速な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進める。	市		環境対策課	
	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	市		防災管理課 環境対策課	
	災害発生時において、円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係事業者や関係団体との連携強化を図る。	市		環境対策課	
○	災害発生時に農業資材等廃棄物が適切に処理されるようにするために、引き続き関係機関との連携体制の強化を図る。	市		農林水産課 環境対策課	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災ボランティア受入体制の構築】			
1	<防災ボランティア受入体制の構築> 防災ボランティアのスムーズな受入のため、年1回研修会を実施するとともに、ボランティアセンターの開設、運営訓練を実施している。		社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れに関する訓練は毎年実施しているが、実際にボランティアを受入れた実績がないため、引き続き訓練を実施し、体制を構築する必要がある。
2	<防災ボランティアの育成> 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、県社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。		
【技術職員等の確保】			
3	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	受入時のスペース確保は出来ているが、受入れ実績が無いため、発災時にスムーズな受入ができるよう、図上訓練等を行い、応援職員等の役割とスペース確保など、受入体制の構築を進める必要がある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】			
4	<農林水産業の担い手育成・確保> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		災害による被害から経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農業の振興と持続的発展が重要となるが、農業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。
5	(水産業の担い手育成・確保) 安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		基幹産業である水産業を維持し、成長産業としての発展が重要であるが、水産業従事者が減少していることから、平時から後継者の育成や新規参入を推進し、担い手を確保していく必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受け入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、防災訓練において、防災ボランティアセンターの開設、運営訓練を「運営マニュアル」をもとに実施し、適宜見直しを行う。	市 市福祉協議会		防災管理課 福祉政策課	
	県社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	県 市		防災管理課 福祉政策課	
	引き続き、応援機関の受け入れ環境を整備するとともに、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-RORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	市		防災管理課 福祉政策課	
○	基幹産業である農業の振興と持続的発展に向けて、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	市		農林水産課 農村整備課	
○	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、引き続き、水産業における課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。	県 市	○漁業経営体数 (R2) 101経営体、うちシジミ漁 83経営体 → (R7) 127経営体	農林水産課 水産室	

リスクシナリオ 7 - 2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【地域防災力の向上】			
6	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各地域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	自主防災組織の結成状況は県平均から見ても低い数値となっているため、組織結成に向けて取り組む必要がある。
7	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
8	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、活動や行事、待遇について検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)		担当課	連携項目
			県市	自主防災組織力バー世帯率 R 2.4 時点 39.3 %		
	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県市			防災管理課	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県市 消防本部			防災管理課	○
	消防団員が年々減少していることから、活動や行事、待遇について県や近隣市町村と協議する。	県市			防災管理課	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】			
1	<応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、県マニュアルに則り、要望調査・建設用地の選定等の準備を図る。		災害発生時に、迅速に応急仮設住宅を供給するため、関係機関との連携が円滑に行われる必要がある。また、建設用地の見直し・確保を隨時行う必要がある。
【地域コミュニティ力の強化】			
2	<地域防災力の向上・コミュニティ再生> 地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。		地域の町内会、自主防災会等と連携して市総合防災訓練を毎年実施しているが、地域が限定されているため、引き続き訓練を実施する必要がある。
3	<地域コミュニティ力の強化> 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会の基盤強化に取り組んでいる。		少子高齢化や人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっている。
4	<農山漁村の活性化> 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継ぐためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
5	<地域コミュニティを牽引する人材の育成> 災害発時に共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、人材育成等に取り組んでいる。		地域を支える人材として、多様な人材の関りが必要であるため、ネットワークの形成・強化、地域を越えた人材交流の促進に取り組む必要がある。
6	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、活動や行事、待遇について検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して整備マニュアルの手法について学ぶとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについても今後検討する。	県市		建築住宅課	
	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	県市	年1回実施	防災管理課	
	地域コミュニティの中心となる町内会の基盤強化・活性化のため、引き続き、コミュニティ活動推進事業(組織に対する助成金、集会施設の建設、維持管理の補助、町内会加入促進のためのPR活動)、集会施設修繕事業、住民自治推進事業に取り組む。	市		総務課 防災管理課	
○	あおもり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民の参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加の下で、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現する。	県市		農林水産課 農村整備課	
	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域コミュニティをけん引するリーダーの育成に取り組む。	市		防災管理課	
	消防団員が年々減少していることから、活動や行事、待遇について県や近隣市町村と協議する。	県市		防災管理課	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。 道路法37条に基づく占用制限を実施。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 舗装の補修や打ち換え等の実施。	1-1 より 再掲	・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
3	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改良等を実施している。	1-1 より 再掲	・整備後、相当数の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 ・市管理農道の機能強化・老朽化対策が必要である。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【代替交通・輸送手段の確保】			
5	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	1-5 より 再掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に、円滑に代替交通手段が確保されるよう、市内事業者との連携を図る必要がある。
6	<代替輸送手段の確保> 海に面する当市の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の長寿命化を図るための水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定している。	2-2 より 再掲	災害発生時の海路による輸送確保が必要であることから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道の運行確保や代替交通・輸送手段の確保を図るとともに、道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市		土木課	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市		農村整備課 土木課	
○	農道・林道については、引き続き、定期的な点検診断等を実施し、必要な改良や老朽化対策を実施する。	市		農林水産課 農村整備課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県			
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 市		防災管理課 都市計画課	
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業計画に基づき、今後も漁港施設の長寿命化を図る。	県 市		防災管理課 都市計画課 農林水産課 水産室	

リスクシナリオ 7 - 4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【物流機能の維持・確保】			
7	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者・航空会社等と情報共有を図るほか、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。	4-1 より 再掲	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	県市		防災管理課 都市計画課	

五所川原圏域三市町国土強靭化地域計画に関する主な事業（五所川原市）

令和3年1月10日時点

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する対応方策	該当するリスクシナリオ
1	木造住宅耐震診断支援事業	昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部補助。	建築住宅課	住宅の耐震化	1-1
2	公営住宅等整備事業	市営住宅長寿命化計画に位置付けられた団地の建替事業。	建築住宅課	公営住宅の耐震化・老朽化対策	1-1
3	保育所等整備事業		福祉政策課 子育て支援課 介護福祉課	社会福祉施設等の耐震化	1-1,2-6
4	・学校施設環境改善交付金 ・大規模改修事業	学校施設のトイレ改修、大規模改修(老朽)、既存建物等の改修。	教育総務課 社会教育課	公立学校施設等の耐震化・老朽化対策	1-1
5	認定こども園整備事業		子育て支援課	私立学校の耐震化	1-1
6	・学校施設環境改善交付金 ・大規模改修事業	小中学校施設大規模改修(老朽)、既存建物等の改修。	教育総務課	学校施設等の非構造部材の耐震化	1-1
7	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理・防災・公開活用事業	旧平山家住宅の老朽化に伴う屋根修繕、旧津島家住宅「斜陽館」の老朽化に伴う屋根修繕。	社会教育課	文化財の防災対策の推進	1-1
8	・金木総合支所整備事業 ・令和2年度 金木消防署改修工事予定 ・令和3年度(仮称)統合消防署建設予定	・現在の金木庁舎は昭和44年に建築され、耐震診断の結果、構造耐力上問題があると診断されたことから、問題を解決するため庁舎を建替え新築する。 ・計画的に消防署の耐震化・長寿命化を進めるとともに、消防署の機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	管財課 防災管理課 消防本部	役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策	1-1,2-3,3-1
9	水産物供給基盤機能保全事業	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、当該施設の老朽化状況を調べる機能診断及び診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに当該計画に基づく保全工事を行う。	農林水産課水産室	港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策	1-1,2-1,4-1,4-4
10	農村地域防災減災事業	ため池調査。 ため池改修等。	農村整備課	ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策	1-1,6-1
11	舗装補修事業 道路占用の制限	舗装の路面性状調査の結果を基に破損状況、路線の重要度、交通量等を考慮し年次計画を立て整備している。	土木課	緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策	1-1,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,4-2,4-4,5-1,5-4,7-4
12	・舗装補修事業 ・通作条件整備事業	・舗装の路面性状調査の結果を基に破損状況、路線の重要度、交通量等を考慮し年次計画を立て整備している。 ・市管理農道の補修等。	農村整備課 土木課	緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策	1-1,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,4-2,4-4,5-1,5-4,7-4

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する対応方策	該当するリスクシナリオ
13	・林道改良事業 ・通作条件整備事業	・既設林道の機能向上のために行う小規模な改良事業。（補助率：県1／2） ・市管理農道の補修等。	農林水産課 農村整備課	市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策	1-1,2-1,2-2, 2-4,2-6,4-1, 4-2,4-4,5-1, 5-4,7-4
14	・五所川原市特定空家等解体撤去事業費補助金 ・五所川原圏域空き家バンク	・特定空家等の解体撤去を検討している所有者等に対し、当該家屋等の解体撤去に要する費用の一部を助成。 ・五所川原圏域への移住促進や空き家の流動化を図ることを目的として、利活用可能な空き家を空き家バンクへ登録し、空き家を買いたい人とのマッチングを行っている。	防災管理課 企画課	空き家対策	1-1
15	・春及び秋の火災予防運動に伴う火災予防パレード ・住宅用火災警報器設置調査に伴う啓発活動 ・事業所等を対象とした消防訓練の参加及び講評 ・メディア（ラジオ）参加による啓発活動	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅火災警報器の普及活動を実施する。	消防本部	防火対策	1-1
16	・令和元年 大館市との消防相互応援協定締結 ・令和2年 つがる市との応援協定及び運用細目の締結予定 ・市、町及び県の防災訓練等参加 ・北海道・東北ブロック緊急消防援助隊合同訓練の参加 ・平成30年度 化学車更新 ・令和元年度 金木救急車更新	・国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練の実施及び応援協定等の締結及び見直しをする。 ・車両老朽化に対する計画的な更新。	防災管理課 消防本部	消防力の強化	1-1,1-2,1-3, 1-4,2-3,7-2
17	・福祉避難所との協定締結 ・福祉避難所情報の更新	福祉施設との協定締結を進めており、また、定期的な情報更新を行う。	防災管理課 福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課	福祉避難所の指定・協定締結	1-1,1-2,1-3, 1-4
18	・事業所等を対象とした消防訓練の参加及び講評 ・メディア（ラジオ）参加による啓発活動	地域住民の防災意識を高めるため、消防訓練等を通じて啓発活動を実施する。	防災管理課 総務課	防災意識の啓発	1-1,1-2,1-3, 1-6,2-3

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する対応方策	該当するリスクシナリオ
19	五所川原市総合防災訓練	関係機関と連携した訓練を毎年実施している。	防災管理課	防災訓練の推進	1-1,1-2,2-3
20	河川維持管理事業	環境整備、浚渫、護岸等の維持修繕。	土木課	河川改修等の治水対策	1-3
21	農村地域防災減災事業	農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災減災対策を実施する。	農村整備課	ため池・調整池の防災対策	1-3,1-4,6-1
22	・治山事業 ・農業生産基盤整備事業 ・農山漁村地域整備事業	・森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命や道路、民家、農地等の財産を保全することを目的に治山ダムや山腹工など森林法に基づき実施。 ・排水機場・排水路更新、ほ場整備工。	農林水産課 農村整備課	農山村地域における防災対策	1-4,6-1,6-3
23	みどり町幹線ほか除排雪事業及び雪寒機械購入事業	除排雪に関する業務全般及び除排雪作業にかかる雪寒機械の新規購入。	土木課	除排雪体制の強化	1-5
24	青森県保健医療調整本部等体制整備事業		防災管理課	災害用医薬品等の確保	2-1
25	農地中間管理事業	離農する農家等の農地を農地中間管理機構が借り上げ、地域の担い手の集積・集約化を図り貸付を行う。	農林水産課 農林水産課水産室 農村整備課	食料生産体制の強化	2-1,4-5
26	農業水利施設保全合理化事業	農業用施設の更新、補修等。	農林水産課 農村整備課	農業・水産施設の老朽化対策	2-1,4-5,6-3
27	道路メンテナンス補助事業	橋梁定期点検・補修・架替事業。	防災管理課 土木課	集落の孤立防止対策	2-2
28	五所川原市総合防災訓練	関係機関と連携した訓練を毎年実施している。	防災管理課	災害対策本部機能の強化	2-3,3-1
29	北海道・東北ブロック緊急消防援助隊合同訓練の参加	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、引き続き北海道・東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	消防本部	災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化	2-3
30	青森県防災航空隊との合同訓練の実施	青森県と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。	消防本部	防災航空隊への航空支援	2-3
31	五所川原市総合防災訓練	関係機関との連携を確認した訓練を毎年行っている。	防災管理課	総合防災訓練の実施	2-3,3-1,3-2
32	・救急救命士への再教育 ・救急救命士以外の消防職員への教育訓練	災害発時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、資質向上のため再教育を進めていく。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を發揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	防災管理課 健康推進課	救急・救助活動等の体制強化	2-3

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する対応方策	該当するリスクシナリオ
33	燃料交換	航空燃料の劣化を防ぐため年3回燃料交換を行っている。	消防本部	防災ヘリコプターの燃料確保	2-4
34	五所川原市いのち支える自殺対策計画における基本目標5施策	基本目標5施策によるこころのケアに関する各種取組みを日常から展開。	防災管理課 健康推進課	心のケア体制の確保	2-6
35	五所川原市総合防災訓練	関係機関と連携した訓練を毎年実施している。	防災管理課 健康推進課	避難所における衛生環境の維持	2-7
36	感染防止衣等の計画的な備蓄の更新	・各所属において感染防止衣等の計画的な備蓄の更新。 ・感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を行う。	防災管理課 健康推進課	感染症への意識向上及び対応策の整備	2-7
37	予防接種事業	予防接種法に基づく市民を対象とした予防接種。	健康推進課	予防接種の促進	2-7
38	五所川原市の下水道における防災・安全対策の実現	処理場、ポンプ場、管きよの改築・耐震化。	下水道課	下水道施設の耐震化・老朽化対策	2-7,5-3
39	・(農集)農村整備事業 ・(漁集)漁業集落環境整備事業	施設の耐震化・老朽化を診断し必要があれば対処する。	下水道課	農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策	2-7,5-3
40	五所川原市総合防災訓練	関係機関と連携して訓練を実施している。	防災管理課 管財課	災害発生時の物流機能の確保	4-1
41	再生可能エネルギー促進農山漁村活性化事業	「農山漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、農山漁村活性化協議会を開催し、発電事業者の売電収益が地域の活性化に繋がる資金として還元されているかを確認する。	企画課	再生可能エネルギーの導入	5-1
42	農村地域防災減災事業	ため池マップ・ハザードマップ作成。	農村整備課	ため池ハザードマップの作成	6-1
43	関係事業所等の立入検査	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・指導等を実施する。		有害物質の流出・拡散防止対策	6-2
44	国土交通省の主催する油流出事故における対策技術訓練参加	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	環境対策課	有害物質の大規模流出・拡散対応	6-2
45	・農地中間管理事業 ・農業生産基盤整備事業	・離農する農家等の農地を農地中間管理機構が借り上げ、地域の担い手の集積・集約化を図り貸付を行う。 ・ほ場整備工。	農林水産課 農村整備課	農地利用の最適化支援	6-3
46	農業生産基盤整備事業	ほ場整備工・農用地維持管理。	農林水産課 農村整備課	農地の生産基盤の整備推進	6-3
47	森林環境整備事業	適切な森林環境を維持させるため、間伐や下刈り等を行う。	農林水産課	森林の計画的な保全管理	6-3

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する対応方策	該当するリスクシナリオ
48	五所川原市総合防災訓練	関係機関と連携した訓練を毎年実施している。	防災管理課 福祉政策課	防災ボランティア 受入体制の構築	7-2
49	農業次世代人材投資事業	新規就農者に最長5年間、資金を交付。	農林水産課 農村整備課	農林水産業の担い手育成・確保	7-2
50	・五所川原市総合防災訓練 ・講習会の実施	・関係機関と連携した訓練を毎年実施している。 ・自主防災組織等へ、防災についての講習会を行っている。	防災管理課	地域防災力の向上・コミュニティ再生	7-3
51	コミュニティ助成事業	(一財)自治総合センターが実施している助成事業へ、活発に活動している団体の資機材助成の申込みを行っている。	総務課 防災管理課	地域コミュニティ力の強化	7-3

五所川原圏域三市町国土強靭化地域計画

附 屬 資 料

令和 3 年 3 月

五所川原市 総務部防災管理課

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町 41 番地 1

TEL : 0173-35-2111 FAX : 0173-35-3617
